

令和3年 第10回三芳町教育委員会（9月定例会）会議録

召集年月日	令和3年9月28日（火）			
開会日時	令和3年9月28日（火） 午後2時00分			
閉会日時	令和3年9月28日（火） 午後3時00分			
開催場所	三芳町役場5階 501会議室			
教育長	古川 慶子			
会議を主宰した者の職名・氏名 教育長 古川 慶子				
	職名	氏名	出欠	適用
委員の出席状況	委員 (教育長職務代理者)	池上 善一	出席	
	委員	長野 真寿美	出席	
	委員	細谷 雄司	出席	
	委員	島田 喜昭	出席	
職務のため出席した者の職氏名	教育総務課・施設庶務担当主幹 石坂 和希子			
説明のため出席した者の職氏名	教育総務課長 若林 崇幸	政策推進室長 島田 高志		
	学校教育課長 宇佐見 宏一	自治安心課長 前田 早苗		
	社会教育課長兼 藤久保公民館長 小川 智東			
	文化財保護課長 柳井 章宏			
	図書館副館長 越前谷 理			
その他の出席者の氏名				
会 議 の 大 要				
(日程第1) 開会	開会宣言（教育長）			
会議録の承認	8月定例会及び9月臨時会会議録は承認された。 会議録署名委員に、長野委員を指名した。			
会議の進行	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、9月定例会教育委員会会議については、説明のための職員を関係者のみに縮小した。			
(日程第2) 教育長の報告	(1) 三芳町教育委員会委員の任命同意について (2) 緊急事態宣言中の学校の対応について (3) 西部教育事務所による小中学校の管理訪問について			
(日程第3) 議事	議案第43号 令和4年度当初教職員人事異動の方針について			

<p>教育長 学校教育課長</p>	<p>○議案第43号 令和4年度当初教職員人事異動の方針について 学校教育課長から説明をお願いします。 提案理由を説明。</p>
<p>委員</p>	<p>【質疑内容】 このような形で先生方が異動されるのだと理解しました。内容について異論はございませんが、文章等について確認させていただきます。異動方針の基本方針、3行目(1)から(7)とありますが、(8)まででよろしいでしょうか。また、細部事項の5その他(2)イのなお書きの所で、学校職員勸奨退職取扱要綱というのは、町にあるものなのでしょうか。さらに、免許外教科担任は、このような形で担任されている方はどの位いるのでしょうか。あとは、町の細部事項で、2転任・転補についての中の(6)ですが、県の文章のままだと思いますが、単独実施相互あるいは共同調理場相互という言葉が出てきますが、町内には共同調理場でしか理解していないのですが、これは町内においても記すべきなのか疑問に思いました。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>基本方針については(7)ではなく(8)に訂正願います。勸奨退職取扱要綱は、県においての要綱になります。こちらは、教育長が定める記述という事で記載しております。また、免許外教科担任について、免許外という形ではおりませんが、免許外非常勤ということで、非常勤講師を充てている中学校が1校あります。次に、共同調理場については、そのまま県の文章を載せさせていただきました。町内においては共同調理場ということで給食センターがございますのが、県に合わせて記載させていただきました。</p>
<p>委員</p>	<p>学校職員勸奨退職取扱要綱について、私が見た資料が古いのかもしれませんが、ただし書きが出てこなかったのも、ただし書きが無いものをここにただし書きとしてあるのはおかしいと思い指摘させていただきました。私の見ているものが古いのであれば仕方ないのですが、その点が疑問に思っているため、確認をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>県の学校職員勸奨退職取扱要綱細部留意事項という事で出されております。ただし書きというよりは、細部留意事項の所で定める形になっております。こども県の表記に改めさせていただければと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>この方針については、今の指摘した箇所以外は特にございません。児童生徒が先生から受ける影響というのが非常に大きく、学校内においてもそれが全てというようなところがあると思います。方針に則り、人事異動の際はバランスの良い適切な配置を心掛けていただければと思います。</p>
<p>委員 学校教育課長</p>	<p>私も異議はございませんが、細部事項(15)の障害のある教職員の異動についての際に、学校の設備等は整えるのでしょうか。 実際には町内にも該当する教職員はおりますが、どうしても配慮が必要という場合は改修等が必要だと思いますが、現在の教職員については施設等の配慮が必要という状況に至っておりません。今後、障害のある方が居るときはその都度、話をしながら必要であれば関係課と協議しながら対応していければと思います。 《採決の結果、議案第43号は挙手総員により原案のとおり可決されました。》</p>
<p>(日程第4) 報告事項</p>	<p>(1) スクールゾーン規制解除の進捗状況について (2) 各小中学校における新型コロナウイルス感染症への今後の対応について (3) 埼玉県学力・学習状況調査及び全国学力・学習状況調査の結果について (4) 三芳町情報活用能力育成計画について (5) 令和3年第5回三芳町議会定例会一般質問概要説明について</p>

(日程第5) その他	なし
(日程第6) 閉会	閉会宣言 (教育長)
事 務 連 絡	
教育総務課 施設庶務担当主幹	(1) 教育委員のスケジュールについて
次回定例教育委員会については、10月22日(金)午後3時00分から開催することに決定した。	
閉会時間 午後3時00分	